

【記載例 6】

前年から繰り越された純損失の金額がある場合①

《本年分に係る所得金額》

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 | 2,000,000 円 |
| 2 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 | 3,000,000 円 |

《前年から繰り越された純損失の金額》

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 3 「事業所得に係る純損失の金額」（平成 28 年分） | △3,500,000 円 |
|-----------------------------|--------------|

《第四表（一）》

1 損失額又は所得金額									
A 経常所得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）								⑤9	2,000,000 円
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額（④－⑤）	⑦特別控除額	⑧損失額又は所得金額	
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	⑨	円	⑩	円
		総合譲渡				⑪	円	⑫	
	長期	分離譲渡		円	円	⑬ 3,000,000		⑭	3,000,000
		総合譲渡				⑮	円	⑯	
	一時							⑰	
C 山林				円				⑱	
				円	円				

2 損益の通算											
所得の種類			① 通 算 前		② 第 1 次通算後		③ 第 2 次通算後		④ 第 3 次通算後		⑤ 損失額又は所得金額
A	経 常 所 得		⑤⑨	円 2,000,000	第	円 2,000,000	第	円 2,000,000	第	円 2,000,000	円 2,000,000
B	譲 渡 期	短 期	総合譲渡	⑥①	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算				
		長 期	分離譲渡 (特定損失額)	⑥②							△
	一 時	総合譲渡	⑥③								
				⑥④							
C	山	林	→ ⑥⑤			算			②		
D	退	職	→ ⑥⑥			算					
損失額又は所得金額の合計額										⑦①	2,000,000

（記載に当たっての留意事項）

- 申告書第四表（損失申告用）（二）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄において、前年から繰り越された純損失の金額（△3,500,000 円）を、平成 29 年分の「事業所得」の黒字（2,000,000 円）から差し引きます。
- 上記 1 において引ききれない純損失の金額（△1,500,000 円）は、「長期・分離譲渡」の黒字（3,000,000 円）からは差し引くことができません。この場合、「長期・分離譲渡」の黒字（3,000,000 円）に係る税額計算は、「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の 15 ページ「VI 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算」欄を使用して計算し、当該金額を、申告書B第一表の「税金の計算」欄の「上の②6」に対する税額又は第三表の②6」②7に転記します。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(損失申告用)

FA0059

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号 一連番号

青色申告者の損失の金額					72	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					73		
変動所得の損失額					74		
被災資産の損失用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額 (④－⑤)
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	75 円
	山林以外	不動産		..			76
	山林			..			77
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					78	円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					79		

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		⑦ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑧ 本年分で差し引く損失額	⑨ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(前年分)	
A 前年(3年前)	純損失	山林以外の所得の損失	円	円		
		山林所得の損失				
	雑損失	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
	B 前年(2年前)	純損失	山林以外の所得の損失			
山林所得の損失						
雑損失		変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損失						
C 前年(28年前)		純損失	山林以外の所得の損失	3,500,000	2,000,000	1,500,000
	山林所得の損失					
	雑損失	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
	本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			80	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			81	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			82	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額					83	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

84 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

85 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

86 円

資産

整理欄

第四表(二)
平成二十八年分以降以降用
○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。